



# セカンドオピニオン

株式会社栃木銀行

2022年7月11日

とちぎんサステナブルファイナンス フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、栃木銀行が策定した融資フレームワーク「とちぎんサステナブルファイナンス」が「グリーンローン原則」（以下、GLP）及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（以下、SLLP）<sup>1</sup>、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下、GL・SLLガイドライン）<sup>2</sup>に対して総合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

## ■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「とちぎんサステナブルファイナンス」推進に係る栃木銀行のサステナビリティ方針
3. GLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
  - (1) 調達資金の使途
  - (2) 評価と選定のプロセス
  - (3) 調達資金の管理
  - (4) レポーティング
4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
  - (1) KPI の選定
  - (2) SPTs の設定
  - (3) ローンの特性
  - (4) レポーティング
  - (5) 検証
5. まとめ

<sup>1</sup> ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

<sup>2</sup> 環境省が策定

## 1. オピニオンの位置づけ

栃木銀行は栃木県を主力営業基盤とする地方銀行。県内では預金・貸出金のシェアで上位を維持しており、金融インフラとして地域社会で果たす役割は大きい。

栃木県は関東平野の中北部に位置する内陸県。県内総生産に占める第2次産業の割合が46%、第1次産業が1.8%とともに全国平均を上回る。有力企業の工場や事業所が多く立地し、飲料・たばこ・飼料、食料品といった内需型産業も大きい。農業や酪農も盛んで、首都圏の食料供給基地を担う。県北部の日光国立公園等自然豊かな地域で、世界遺産の認定を受けた社寺や温泉等多く観光資源を持つ。一方、国立社会保障・人口問題研究所の推計（2018年）によると、2021年3月時点での人口約193万人は2030年に180万人前後、2040年には170万人を下回る見通しとなっており、人口減少への対応が重要な課題となっている。気候面でも令和元年東日本台風で甚大な被害を受ける等、気温の上昇や豪雨被害による県民生活や産業への影響増大が懸念されている。

栃木県は2021年2月に2021年度から5年間の県政の基本指針となる栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」を策定した。県が目指す将来像「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現に向け、SDGsの視点を新たに取り入れた18のプロジェクトを積極的に推進する方針で、人口減少、雇用、環境への対策も盛り込んでいる。気候変動対策に関しては、2020年12月に栃木県として「2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこと」を宣言した。2021年3月には栃木県気候変動対策推進計画を策定し、温室効果ガス排出削減等対策である『緩和策』と気候変動影響による被害の回避・軽減対策である『適応策』を車の両輪として、一体的に推進するとしている。

栃木銀行は「豊かな地域社会づくりに貢献する」という経営理念の下、2019年8月に「とちぎんSDGs宣言」、2021年12月にサステナビリティ方針を策定した。SDGsの達成に向け、環境・地域社会・経済へのインパクトを考慮した経営を実践し、地域社会と栃木銀行自身の持続可能性を確保していく方針で、栃木県の取り組みとも合致した事業活動に取り組んでいる。

### 「とちぎんSDGs宣言」

栃木銀行は、「豊かな地域社会づくりに貢献する」との経営理念に基づき、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、事業活動を通じて、地域社会の持続的な発展と課題解決に貢献してまいります。

令和元年8月20日 取締役頭取 黒本淳之介

### 「サステナビリティ方針」

栃木銀行グループは、「経営理念」に基づく企業活動を通じて、環境や社会課題を考慮した地域経済の好循環サイクルを追求し、地域社会と全てのステークホルダーの持続的な発展に貢献するとともに、当行グループの持続的な企業価値の向上を実現します。

[出所：栃木銀行 ホームページ]

本フレームワークは主に栃木県に根差した地域金融機関の立場から、環境・社会の課題に焦点を当て金融の面から地域企業の事業活動を支える目的で策定された。対象ファイナンスはグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンとしている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。



R&Iは本フレームワークがGLP及びSLLP、GL・SLLガイドラインに対する整合性<sup>3)</sup>について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

<sup>3)</sup>フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

## 2. 「とちぎんサステナブルファイナンス」推進に係る栃木銀行のサステナビリティ方針

栃木銀行はサステナビリティ方針を踏まえて、地域社会、ステークホルダー、栃木銀行にとってのマテリアリティ（重要課題）を環境、地域経済・社会、人的資本・ダイバーシティの3つのテーマで整理している。このうち、環境に関しては「気候変動対策への取り組み」、地域経済・社会では「人口減少・少子高齢化への対応」をマテリアリティとして特定している。マテリアリティに対する取り組みとして、ESG 地域金融を柱に ESG 融資や環境省の「地域における ESG 金融促進事業」を取り扱っている。2021年12月にはサステナビリティ方針の制定にあわせて TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明し、気候変動に関する情報開示の充実に努めるとともに、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化する方針を掲げている。

【マテリアリティに対する栃木銀行の主な取り組み】

テーマ	マテリアリティ	主な取り組み
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動対策への取り組み</li> </ul>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     自然災害の増加、脱炭素に向けた急激な社会変化、環境配慮への社会的要求の高まり、規制強化、技術革新、農業への影響                 </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG地域金融を柱とした取り組み（2021年度のESG融資目標300億円）</li> <li>環境省「地域におけるESG金融促進事業」</li> <li>とちぎんC&amp;Cによる投資（農業法人ファンド）・コンサルティング</li> <li>CO<sub>2</sub>排出量削減の取り組み</li> </ul>
地域経済・社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢化への対応</li> </ul>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     認知症の増加、人生100年時代の到来、事業所数の減少、担い手不足                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「遺言代用信託」、「暦年贈与信託」などの提供</li> <li>お客様の資産形成のサポート</li> <li>M&amp;A、事業承継支援（地元店様型M&amp;Aプラットフォーム「とちぎの結び目」）</li> <li>創業支援「ビジネスプランコンテスト」</li> <li>とちぎんSDGs私募債</li> <li>WEBプラットフォームの提供</li> <li>エシカル消費「スマートストア」</li> </ul>
人的資本・ダイバーシティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人的資源」から「人的資本」への転換</li> <li>人材多様性（ダイバーシティ&amp;インクルージョン）の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業店ダイアログの実施</li> <li>女性活躍推進協議会</li> </ul>

[出所：栃木銀行 ホームページ]

栃木銀行は借入人の持続可能な経済活動や発展を環境・社会の両面から促進及び支援する目的で本フレームワークを策定し、マテリアリティへの対応をより強く推進する商品として位置付けている。選定するグリーンローンの資金使途やサステナビリティ・リンク・ローンの KPI は地域の環境や社会の課題に関連したものを対象としている。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、栃木銀行の SDGs 宣言やサステナビリティ方針等に合致している。また GLP や SLLP、GL・SLL ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

### 3. GLP 及び SLL・GL ガイドラインに対する整合性について

R&I は栃木銀行の融資フレームワーク「とちぎんサステナブルファイナンス」のうち、「とちぎんグリーンローン」(以下、とちぎん GL) を対象に、グリーンローンを構成する 4 つの要素(調達資金の用途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング)について、GLP や GL・SLL ガイドラインにおける確認事項(「べきである」事項)を充足しているかを確認した。

4 つの要素に関する本フレームワークの対応をみると、GLP や GL・SLL ガイドラインの確認事項の一部について完全に満たす内容になっていない。ただ、全体として環境にポジティブな改善効果を促す内容で設計されていると判断し、R&I は評価対象のフレームワークが GLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

#### (1) 調達資金の用途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。

とちぎん GL では、対象顧客として自らが実施するグリーンプロジェクトの原資を調達する企業、かつ本部組織のサステナビリティ担当部署が適当と認める先を想定している。サステナビリティ担当部署は営業推進とは異なる立場から案件のサステナビリティ性を判断する役割を担う。

借入人には調達した資金の全てが新規又は既存のグリーンプロジェクトの全部又は一部の初期投資のみに充当することを借入人に求める。リファイナンス案件は対象としない。

資金用途は GLP や GL・SLL ガイドラインがグリーンローンに求める趣旨に沿ったもの、かつ環境改善効果について、借入人自らに加え栃木銀行が定量的に測定可能であることを条件とする。環境改善効果だけでなく、想定される環境面のネガティブインパクトについても対応方針等の確認を栃木銀行が実施する。

資金の充当先として GLP や GL・SLL ガイドラインで例示されている事業を対象とし、その中でも以下の 3 事業を優先的に取り扱う。

- ・再生可能エネルギーに関する事業
- ・省エネルギーに関する事業
- ・クリーンな運輸に関する事業

なお、定量的な測定について、栃木銀行単独で判断が難しい場合でも同行子会社のとちぎんキャピタル&コンサルティング(以下、とちぎん C&C) 又は同行グループ外の連携企業で計測できる場合は案件採り上げの検討対象とする。連携先は温室効果ガス排出量の計測の専門機関や地元のコンサルティング会社を活用する方針で、R&I はその候補企業に関する第三者性について問題ない点を確認している。

営業店は栃木銀行からとちぎん GL を提案する場合、あるいは顧客から同ローン活用の打診を受けた場合、本部組織で営業サポートを担う法人営業部と連携し商品説明を実施する。正式な申し込みがあれば、営業店は顧客から所定の書式の提出及び資金充当対象のプロジェクトに関する事前説明を受けた後、同書式をサステナビリティ担当部署に送付する。サステナビリティ担当部署は顧客からの提出資料をもとに対象プロジェクトの資金用途の妥当性や環境改善効果等の評価を行い、その結果を営業店に通知する。クレジット評価を行う審査部は資金用途の妥当性判断に関与しない。

## ② 調達資金の用途に関する貸し手への事前説明がなされるか

栃木銀行はプロジェクトによる環境改善効果及び想定されるネガティブインパクトに関して顧客から事前説明を受ける。説明内容は営業店、サステナビリティ性の最終判断を行うサステナビリティ担当部署で共有される。

## ③ 調達資金の用途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーンローンである場合

本フレームワークで設定するローンでは複数トランシェは設定されず、リファイナンス案件も対象としない。

## (2) 評価と選定のプロセス

### ① 環境面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

一般にグリーンローンを組成する際、ローンを通じて実現しようとする環境面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための規準と判断プロセスの概要を借入人が貸し手に説明する。

とちぎん GL は栃木銀行がフレームワークを策定するという点で一般のグリーンローンと異なる。ただ、借入人自ら意思決定し本フレームワークに紐づく融資に申し込むことや、栃木銀行も事前に対象プロジェクトの内容、定量的な環境改善効果、借入人のサステナビリティ戦略における対象プロジェクトの位置付け等とともに選定経緯やプロセスを確認し資金用途の妥当性を判断するプロセスを採っている。実質的にはプロジェクトの評価と選定のプロセスに関する借入人の事前説明義務を要求する GLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った設計がなされていると評価できる。

### ② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、栃木銀行は借入人が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善効果や、対象プロジェクトと借入人の経営戦略が合致することを確認する。プロジェクトの選定における専門性は栃木銀行のサステナビリティ担当部署が果たすこととなる。

本フレームワークに紐づく融資の主要顧客として栃木銀行が想定している中堅・中小企業が、サステナビリティ戦略等を明確な形で策定できるとは限らない。ただ、本フレームワークを利用することで、借入人がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

## (3) 調達資金の管理

### ① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められている。栃木銀行は本フレームワークに基づく案件用の専用口座を開設し、借入人との間で取り決めた所定の書式に沿って資金の充当状況を管理する。資金を引き出す際には対象プロジェクトと合致していることを確認し、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的に原則やガイドラインが求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。

#### (4) レポーティング

##### ① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等を栃木銀行のホームページで公表する。借入人にもホームページでの公表を営業店より推奨する。

プロジェクトへの調達資金の充当が全額終了するまで、年1回営業店経由で借入人からプロジェクトの概要及び実施状況、環境改善効果、資金の充当金額・未充当残高についてレポーティングの提出を受ける。サステナビリティ担当部署は営業店からレポーティング内容の報告を受けた後、環境改善効果に関する指標及び算定方法等について適切にレポーティングがなされているか確認する。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する体制となっている。

フレームワークが求めるレポーティング内容は、貸付人に対して報告されるべき事項を含む。ガイドラインはグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。栃木銀行は借入人に対してローン組成時及び期中についてレポーティング内容を開示することを求めることとしており、対象顧客が可能な範囲でガイドラインに整合的な仕組みと評価できる。

##### ② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークにおいて環境改善効果に係る指標及び算定方法を確認することとしている。その役割はグリーンローンとしての適切性を判断するサステナビリティ担当部署が担う。案件採り上げにあたっては同部で確認作業が可能なプロジェクトかという点も考慮している。

## 4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&Iは栃木銀行の融資フレームワーク「とちぎんサステナブルファイナンス」のうち、「とちぎんサステナビリティ・リンク・ローン」(以下、とちぎんSLL)を対象に、SLLを構成する5つの要素(KPIの選定、SPTsの設定、ローンの特性、レポーティング、検証)についてSLLPの確認事項(「べきである」として履行を求める項目)を充足しているかを確認した。GL・SLLガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げるSLLが備えることを期待される基本的事項(「べきである」事項)の充足の程度を確認した。

SLLを構成する5つの要素について、とちぎんSLLはSLLPの確認事項及びGL・SLLガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体としてSLLを通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&Iは評価対象のフレームワークがSLLPやGL・SLLガイドラインに整合していると評価した。

### (1) KPIの選定

#### ① 選定されるKPI

とちぎんSLLは環境課題に加え、社会課題に関する指標もKPIの対象に含めている。両課題に取り組んでいる企業、または今後取り組む高い意欲がある企業、かつサステナビリティ担当部署が適切と認める企業を顧客対象として想定している。

KPIはSLLP及びGL・SLLガイドラインの例示や地方公共団体の戦略に示されている具体例を対象とし、かつ栃木銀行が定量的に測定可能であることを条件とする。本フレームワークでは次の指標を優先的に扱うとしている。

環境課題に係る KPI	社会課題に係る KPI
・ エネルギー効率	・ 男性の育児休暇取得率
・ 温室効果ガス排出量	・ 女性の就業率
・ 再生可能エネルギー	・ 高齢者の就業率

なお、定量的な測定について、とちぎん GL 同様、栃木銀行単独で判断が難しい場合でもとちぎん C&C 又は外部の連携企業にて計測できる場合は案件採り上げの検討対象とする。

## ② KPI の重要性

KPI は借入人のサステナビリティの改善及び社会の持続可能性に資するものが選ばれる。環境課題に係る KPI として優先的に取り上げる「エネルギー効率」「温室効果ガスの排出量」「再生可能エネルギー」は、借入人の包括的な社会的責任に係る戦略及び持続可能性な目標として重要な指標で、地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係する。社会課題に関する KPI も人口減少とそれに伴う雇用問題に関連する指標で、栃木県や栃木銀行がマテリアリティとして特定している社会的な課題とも合致する。本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

## (2) SPTs の設定

### ① SPTs の概要

SPTs は野心的かつ借入人のサステナビリティ目標に沿った内容であることと定量的に測定可能な目標を融資期間にわたって年次で設定できることの 2 点を満たし、かつ栃木銀行が野心性を客観的に判断できることを条件としている。

### ② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点について、ア→イ→ウの順に達成面での難易度や野心性の説明がつか等をみて判断する。

- ア. 国際的な目標との比較
- イ. 同業他社や業界団体、及び地方公共団体が定める目標との比較
- ウ. 借入人自身のトラックレコード（過去 3 年分）やすでに見込まれている将来の変動要因等を勘案した数値との比較

SLLP ではア～ウの組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべきとしている。本フレームワークは 1 つの観点のみで野心性が判断されるケースもあり、その場合、SLLP が求める要件を完全には満たさない。ただ、GL・SLL ガイドラインが SLL に期待される基本的事項として挙げる「事前に設定する SPTs ベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」に配慮し野心性を判断するとしており、ア～ウの視点も SLLP が挙げる野心性判断の観点と合致する。以上を踏まえると、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

### ③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

#### ④ SPTsの妥当性

営業店は借入人が作成した所定の書式をサステナビリティ担当部署に送付する。それぞれ KPI と SPTs の内容及び設定理由について借入人が記載する形式になっている。サステナビリティ担当部署は KPI 及び SPTs の適切性について、借入人の事業との関連性や環境・社会への影響等を考慮し評価する。必要に応じて、とちぎん C&C 又は外部の連携企業が KPI や SPTs が適切な内容かをレビューし、その結果を踏まえてサステナビリティ担当部署が案件のサステナビリティ性を最終判断する。なお、KPI の選定や SPTs の妥当性の判断について、クレジット評価を行う審査部は関与しない。

KPI や SPTs の適切性については、必要に応じて栃木銀行以外の企業が確認するプロセスを組み入れており、判断に一定の客観性を持たせる設計となっている。なお、3 つの観点から野心性の判断が難しい場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。以上を踏まえると、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った SPT が設定される体制が整っていると考える。

#### (3) ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、SPTs の達成状況を毎年確認し、達成時には次の金利適用期間の金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は当初の金利水準に戻す。インセンティブに関する内容（SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等）は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に明記される。

R&I は SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で十分な水準であり、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たすことを確認している。

#### (4) レポーティング

とちぎん GL と同様、ローン実行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等を栃木銀行のホームページで公表する。借入人にもホームページでの公表を営業店より推奨する。

借入人は融資期間にわたって、とちぎん SLL の契約書内容に基づき、年 1 回 SPTs の達成状況を記載したレポートを栃木銀行の営業店に報告する。レポーティング内容はサステナビリティ担当部署を通じてとちぎん C&C 又は外部の連携企業にも共有される。

SLLP において借入人は少なくとも年 1 回貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークでは、レポーティングの際には栃木銀行、検証業務を担うとちぎん C&C 又は外部の連携企業が SPTs の達成状況を確認できるエビデンスやデータ等を提出することを借入人に求めており、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポーティング内容は公表せず、GL・SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たしていない。ただ、本フレームワークによるローンについて、SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを栃木銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。



## (5) 検証

レポートと関連資料はサステナビリティ担当部署で記載要件の充足等を確認した後、検証業務を担うとちぎん C&C 又は外部の連携企業に送付される。検証は KPI の種類等で依頼先を選択し、依頼を受けた企業は受領した借入人のレポート資料をもとに、エビデンスやデータ等を使用して検証を行い、その結果を所定の書式にて栃木銀行のサステナビリティ担当部署に報告する。同部は検証結果を確認し、金利変更の有無を営業店に連絡する。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs 達成に関する定量的な確認は栃木銀行が求める水準でなされるものと考えられる。検証業務に第三者を関与させることで、独立した外部機関による検証を求める SLLP の要求事項を満たす内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては公表しないことから、SLLP が求める検証結果の公表に関する要求を充たしていないが、レポートと同様の整理ができる。

## 5. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「とちぎんサステナブルファイナンス」は主に栃木県を地盤とする中堅・中小企業を対象としている。「気候変動対策への取り組み」及び「人口減少・少子高齢化への対応」といった栃木銀行のマテリアリティへの対応をより強く推進し、地域社会の持続可能性を高めていくことを目的に、規模や業種を問わず利用しやすい内容で設計されている。グリーンローンの資金使途、サステナビリティ・リンク・ローンの KPI は環境・社会の地域課題に焦点を当てたもので、すべての企業にとって取り組むべき重要な指標である。

本フレームワークについて、R&I は各ファイナンスを構成する要素に対し国際的な原則や環境省のガイドラインが求める事項をどの程度充足するかを確認した。グリーンローン形式に関しては、調達資金を充当する対象事業は GLP や GL・SLL ガイドラインが求める方法に沿って評価する内容で設計されている。評価と選定のプロセス及び資金管理は貸付人である栃木銀行側からの設定となっているが、フレームワークに沿った融資を利用することで、借入人は原則やガイドラインの趣旨を実質的に満たしていると評価できる。サステナビリティ・リンク・ローン形式は SPTs の野心性判断のプロセスやレポート及び検証結果の情報公開の部分で、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPI の選定、SPTs の設定及び野心性判断の観点、インセンティブ設計、検証における栃木銀行以外の第三者機関の関与、レポートや検証内容に関する栃木銀行への報告義務からみて、全体として、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。

以上を踏まえ、R&I は本フレームワークが国際的な原則や環境省のガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。